

特記仕様書

工事名：大和平野中央プロジェクト（田原本町阪手北・西井上地区）用地除草工事
工事番号：5 施推第2号
作業場所：磯城郡田原本町大字阪手他

第1条

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書」「土木工事施工管理基準」「土木工事施工管理基準運用方針」によるものとする。

第2条 履行期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

第3条 作業回数及び期間

年3回

実施期間は、1回目6月中旬～7月10日、2回目は8月1日～9月1日、3回目は10月2日～11月1日とすること。

第4条 作業範囲

別紙図面のとおり（平地部：約57,726㎡、法面部：約1,591㎡）

第5条 作業計画

- ① 業務着手前に、監督職員と現場での打合せを行い、作業場所及び周辺の状態等注意事項を確認すること。
- ② 業務着手前に、作業工程表及び作業予定（工程表）を位置図に記載したものを提出すること。

第6条 施行方法

除草は、平地部はハンドガイド式の草刈り機、法面部は肩掛式の草刈り機によること。

第7条 作業中における注意点について

- ① 草の刈取り高さは、10cm以下とする。
ただし、現地条件により刈取り高10cm以下で施工できない場合は、監督職員と協議すること。
- ② 一日の作業工程は 草刈 → 集草 → 飛散防止養生 を基本とする。

特に作業中の安全対策については車両および一般通行者等の通行の障害とならないよう厳重に注意を払うこと。また、刈草を一時放置する場合、異常出火等に十分注意すること。集草箇所は監督職員と協議し施工計画書に明記すること。

- ③ 道路、鉄道付近については作業中、厳重に注意を払うこと。また、刈草を一時放置する場合は、道路、鉄道に影響を及ぼさない範囲まで移動させ異常出火等に十分注意すること。
- ④ 自然に生えたと考えられる細い樹木についても。刈り取ること。
- ⑤ 作業時の飛散防止養生は十分に行い、第三者に被害を与えない様に注意すること。また飛散防止の費用は直接工事費に計上されている。
- ⑥ 刈り草を水路内に落とさないよう注意し、水路内に落ち込んだ刈草は除去すること。

第8条 塵芥の処分について

除草作業とともに、塵芥の収集・集積、現場外搬出を行う。

なお、以下に示す条件・手続きを遵守し、適切に処理を行うこと。

① 可燃物

搬入場所	やまとクリーンパーク 住所：〒639-2256 御所市栗阪 293 電話：0745-66-1318
受入物の種類	生ゴミ、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、草、生木、動物死体
受入可能日	月～金（土日祝は受入不可）
受入時間帯	8:30～12:00 13:00～17:00
1日の最大受入量	制限なし
処理手数料	可燃物：130円/10kg（税込） 動物死体：500円/1個（税込）
持ち込みの制限	町内の可燃物に限る
受け入れ条件等	下記のとおり
その他	搬入の際に本業務の契約書の写し及び業務工程表を提出すること。

② 不燃物

不燃物搬入場所	田原本町清掃センター 住所：636-0346 田原本町矢部 123 番地の 1 電話：0744-33-5003
受入物の種類	あき缶、家具、家電（家電リサイクル法対象品以外）、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず ※自転車、バイク、自動車、土砂、コンクリート塊、アスファルト

	塊は受入不可
受入可能日	月～金（土日祝は受入不可）
受入時間帯	9:00～12:00 13:00～15:30
1日の最大受入量	2～3袋程度
処理手数料	130円/10kg（税込）
持ち込みの制限	町内の塵芥に限る
受け入れ条件等	下記のとおり
その他	搬入の際に本業務の契約書の写し及び業務工程表を提出すること。

○共通

- ・事前に搬入業者名、搬入車両を発注者へ連絡すること。
- ・事前に搬入時期を協議すること。
- ・搬入時期及びその他の連絡・協議については発注者が行う。
- ・請負業者が工事車両等で搬入すること。
- ・搬入物は分別し、混載で搬入しないこと。
- ・液体等の内容物は処分後、土や草等の付着物は清掃後に搬入すること。
- ・受入施設の点検、整備などにより搬入量を制限される場合がある。
- ・搬入日の前日（ただし、月曜日搬入予定の場合は前週の金曜日）午後1時までには発注者へ搬入連絡票により FAX または郵送で搬入予定を連絡すること。（連絡がない場合は搬入を拒否することがある。）※送信後、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。
- ・消費税の増税が行われた場合、処理手数料が変更となる可能性がある。

○可燃物

- ・生木については長さ60cm以内、厚さ10cm以内にして搬入すること。
- ・可燃物は可能な限りごみ袋（大きさ70L程度まで）に入れて搬入すること。
- ・可燃物の処理手数料は、請求書に基づき町へ支払うこと（月末締め、翌月請求）

○不燃物

- ・あき缶、ガラスくず、陶磁器くずはそれぞれ分別し、中身の見える袋に入れて搬入すること。
- ・家具、家電（家電リサイクル法対象品以外）、金属くずは受入に際し別途協議が必要。
- ・家電リサイクル法の対象となる家具（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン等）は搬入不可。
- ・廃プラスチック類については自動車タイヤ、バイクタイヤは受入不可。
- ・不燃物の処理手数料は、搬入時の計量に基づき現金等で請負業者がその場で支払うこと。

請負業者が別の業者に運搬を依頼する場合については田原本町の一般廃棄物収集運搬許可業者とすること。

第9条 除草工の写真・出来形管理について

作業写真の撮影方向については、着手前と竣工後の状況が対比できるように出来る限り同一箇所、同一方向で撮影すること。

撮影は、平面図中に矢印が指されたポイント・方向に向かって行うこと(別紙図面①～⑳)。

作業の性格上、竣工後の形態が変化するため、ポール・箱尺等を用いて、写真により出来形が判別できるよう工夫して撮影すること。

第10条 法規遵守

建設廃材、残土等の運搬がある場合、道路交通法、道路運搬法および貨物自動車・運送業法、その他関係法規を遵守すること。

第11条 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法(昭和47年7月5日 法律第117号)」第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。作業の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 作業内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、受注者判断にて施工が完了した後の協議により交通誘導警備員編成が変わった場合、増額設計変更は行わない。

配置場所	編成	昼夜別	交代要員	備考
作業箇所 (道路近傍)	交通誘導警備員 B 1名/日	昼間	無	

交通誘導警備員 A：警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)

で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

第12条 機械施工について

- ① 機械施工を行う場合は、施工計画書に使用機械仕様等についての記載を行い監督職員への報告を行うこと。
- ② 現地着手前に現地状況を確認し、使用機械の性能に合うのか、また障害となる構造物等がないかの確認を行ったうえで着手すること。

- ③ 施工に際しては必要な安全対策を十分に取ること。

第13条 事故発生時の対応について

受注者は、事故が発生した場合、直ちに監督職員に通報すると共に、別紙様式1の「事故速報」により報告を行うこと。また、誠実に事故対応を行うこと。

第14条 その他

- ① 施工に当り、変更等問題が生じた場合は速やかに監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。ただし、受注者判断にて施工が完了した後の協議による増額設計変更は行わない。
- ② 田原本町内で他にも工事がされている場合は、現場の取り合い等の連絡調整を密にすること。
- ③ 除草作業は、第3条の実施期間に行うことを基準とし、作業工程を考慮して作業班を編成すること。上記期日を厳守し、作業状況により受注者の負担にて作業班を増やす等対応を行うこと。
- ④ 作業箇所は平面図の青囲みの箇所を最初に行うこと。
- ⑤ 施工方法については第6条のとおりとする。ただし、疑義が生じた場合は、その時点で監督職員に報告・協議を行ったうえで着手すること。
- ⑥ 作業範囲に隣接し稲作を行う箇所や家屋があることから、十分に注意し作業を行うこと。

【様式1】

令和 年 月 日

- 1 事故発生日時 令和 年 月 日 () 時頃
- 2 工事番号
- 3 工事(業務)名
- 4 路線(河川)名等
- 5 工期 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()
- 6 施工場所
- 7 工事概要

8 当初設計金額(請負金額)

9 受注者(代表者)

10 現場代理人・技術者等

11 被災者について

① 被災者の所属

② 被災者の症状

12 事故の概要

① 事故の経緯

② 事故の発生状況

③ 事故の発生要因

13 報告者